

株式会社遠山総合事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日までの 2 年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年4月～ 社員ヒアリング、検討開始
- 令和5年4月～ 法に基づく諸制度の整備及び社員への周知

目標2：小学校就学前の子を持つ社員が希望する場合に、利用できる短時間正社員制度を導入する。

<対策>

- 令和5年4月～ 社員ヒアリング、検討開始
- 令和5年4月～ 制度の導入及び社内イントラネット等による社員への周知

目標3：子どもが生まれる際の父親の休暇の取得を促進する。

<対策>

- 令和5年4月～ 社員ヒアリング、検討開始
- 令和5年4月～ 制度の導入及び社内イントラネット等による社員への周知